

令和 7 年 2 月 25 日

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

大津市長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	桐生 (桐生)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月25日 (第1回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注 2 : 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

近隣の認定農業者（法人）が一部の農地を担っているが、貸付希望のすべては受け入れられないのが現状である。また中山間地域であることから、草刈作業の軽減化や獣害対策についても検討していく必要がある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今後は高齢化等により耕作継続が難しい農地が出てくると思われるため、既存の担い手に加え、地域内外問わず新たな担い手の確保・育成についても検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行う中で、農地の集積・集約化の取り組みを進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
耕作が困難な農地が出てきた場合に担い手への集積ができるように、農地中間管理機構への貸し付けを促していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は完了済み。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず多様な経営体を募り、将来的な担い手意図して定着できるように関係機関と連携しながら支援する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化を図るため、必要に応じて農作業委託の活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦既存の活動組織を中心に各々で役割分担をしながら農用地の維持管理を行う。